

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 食品安全・消費生活課	峰松 美津子
施策名	2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課(室)		
事業群名	② 食品の安全性に関する理解促進	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額	4,387

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)							
<p>県民、食品関連事業者及び行政が食品の安全性についての情報を共有し、共通理解を図るリスクコミュニケーション※を推進することで、県民が抱える食品添加物や残留農薬、輸入食品などへの不安を和らげ、食品に対する信頼確保に努めます。</p> <p>※リスクコミュニケーション:食品にあるリスクについて、消費者、食品関係事業者、行政等の関係者間で情報・意見を交換し、その過程で相互理解を深め信頼を構築する活動</p>		<p>i) 食品の安全性に関する意見交換会や講習会を積極的に実施</p> <p>ii) ホームページやFacebookなどを活用した食に関する情報提供の充実</p> <p>iii) 食品110番※による苦情や相談を受け、調査・指導を実施するなど、食品表示の適正化を推進</p> <p>※食品110番:食品表示適正化のため、県民から食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談を受け付ける窓口</p>							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	食品の安全性に関する意見交換会等の開催回数	目標値①	20回以上	20回以上	20回以上	20回以上	20回以上	20回以上(毎年度)	
		実績値②	20回					進捗状況	
	達成率②/①	100%					順調		
									<p>安心が実感できる食生活のためには、食品の安全が確保されているだけでなく、安全性に対する信頼が前提条件となるものである。県民の関心の高いテーマによる意見交換会等を開催し、より多くの県民に食品の安全性に関する正しい情報を提供するとともに、共通理解を図ることが信頼の確保につながることから、意見交換会等の開催回数を目標としている。</p> <p>令和3年度は、一般県民を対象とした意見交換会(リモート併用形式)や、小中学生に対する食品安全教室等による情報提供を積極的に行った結果、目標を達成することができた。また、住民等への質問等に適切に対応できるよう、市町食育担当職員を対象とした食品安全講座や、将来食品に関する指導的立場となる大学生を対象とした意見交換会等を実施し、食品の安全・安心に関する情報の拡散を図ることができた。</p>

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和3年度事業の成果等	
				R2実績	R3実績	R4計画		うち一般財源	人件費(参考)	主な指標		R2目標
取組項目 i ii	○	1	食品安全・安心推進事業費	1,660	1,660	16,431	<p>「食情報のウソとホントを見抜く方法」をテーマに、専門の外部講師を招いたリスクコミュニケーションを開催した。また、小中学生を対象とした食品安全教室を県内延べ8校で開催し、食べ物に安全に食べるための大切な考え方を多くの子どもたちに学んでもらった。</p> <p>さらに、安全・安心推進計画をより着実に実行するため、住民と直接接する機会が多い市町職員や、将来食品に関する指導的立場となる大学生等を対象とした意見交換会を開催し、食品の安全・安心に関する知識と情報の拡散を図った。</p>	【活動指標】	3	4	133%	<p>●事業の成果</p> <p>・各種食品安全安心講座等について、積極的に開催した結果、開催回数は目標を達成した。また、食品安全安心講座等の開催により、県民に対して食品の安全性に関する正しい情報の提供や食品の安全性についての理解共有に寄与することができた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与</p> <p>・小中学生や大学生を対象とした食品安全教室や、一般県民を対象としたリスクコミュニケーションなど、県内各地で食品の安全性に関する正しい情報の提供や食品の安全性についての理解促進に努めたが、成果指標である「県内で購入する食品に安心している県民の割合」の目標値を達成することができなかった。</p>
				1,539	1,539	16,359			4	6	150%	
				3,524	3,524	12,290			4			
				<p>・食品安全基本法 第7条</p> <p>・長崎県食品の安全・安心条例</p> <p>・長崎県食品の安全・安心条例施行規則</p> <p>・長崎県食品の安全・安心条例事務取扱要領</p>					【成果指標】	R2:長崎県における「食品の安全」について、安心している人の割合(%)	75	
			R元-6			R3:県内で購入する食品に安心している県民の割合(%)		93	87.0	93%		
			食品安全・消費生活課	○	—	—	食品関連事業者及び消費者(小中学生、大学生を含む)		93			

取組項目 iii	○	2	食品の安全・安心対策強化事業費	2,821	0	5,477	食品表示法に基づき、県内全域の小売店舗等で販売されている生鮮食品、加工食品の食品表示について、調査及び指導を実施した。	【活動指標】	280	213	76%	●事業の成果 ・小売店舗等に対する調査・指導により、事業者への食品表示の周知及び不適正表示に対する指導が図られる等、適正表示の推進に寄与することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・食品表示の適正化を推進することで、食品を摂取する際の安全性及び県民の合理的な食品選択の機会確保に寄与することができたものとする。
				2,848	4	5,453		食品表示巡回調査店舗数(回)	280	291	103%	
				2,976	152	5,377		【成果指標】	100	100	100%	
				・食品表示法 第8条 ・米トレーサビリィ法 第10条				再調査対象店舗の表示是正率(%)	100	100	100%	
			H25-	○	—	—	食品関連事業者	100				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	<p>食品の安全性に関する意見交換会や講習会を積極的に実施</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 市町職員や大学生を対象とした食品安全・安心講座を積極的に開催した結果、活動指標である開催回数は目標を達成することができたが、成果指標である「県内で購入する食品に安心している県民の割合」については、目標を達成するには至らなかった。 食品への関心が年々高まる中、インターネットやSNS等の普及により、科学的根拠のない不安だけを煽るような食に関する情報が氾濫し、消費者の混乱を招いていることや、令和4年2月に大きく報道された外国産アサリの産地偽装問題なども、目標を達成できなかった一つの要因と考えられる。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 「県内で購入する食品に安心している県民の割合」を増加させるため、今後もリスクコミュニケーション等のより効果的な実施方法やSNS等を活用した情報発信方法を検討し、食品の安全に関する正しい知識を幅広く県民に普及啓発していく必要がある。特に、将来食品に関して指導的立場となる大学生を対象とした食品安全・安心講座については、対象となる学生の数も多く、今後の波及効果に期待が持てることから、積極的に推進していく。</p>
ii	<p>ホームページやFacebookなどを活用した食に関する情報提供の充実</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 ホームページについては、食品等のリコール情報や食品表示に関する情報、リスクコミュニケーションの実施状況など、食品の安全・安心に関する最新情報の掲載に努めたが、令和3年度のホームページへのアクセス件数は8,622件にとどまり、過去3年間の平均アクセス件数(H30～R2平均:12,273件)よりも少ない件数となっている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 今後も、より多くの県民に対して食品の安全性に関する正しい情報の発信を行っていく必要があることから、ホームページの内容を充実させ、食品の安全・安心に関する情報を正確にわかりやすく伝えるよう工夫していく。また、食育の啓発とも連携し、食育情報誌や啓発資料にホームページのQRコードを載せるなど、ホームページのPRを積極的に行うことで、アクセス件数の増加に努めていく。</p>
iii	<p>食品110番による苦情や相談を受け、調査・指導を実施するなど、食品表示の適正化を推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 食品表示法に基づき小売店舗等に対する巡回調査を行った結果、再調査が必要となった1店舗の表示は是正され、不適正表示に対する指導が図られた。 しかし、軽微な不適正表示のある店舗が依然として認められていることから、今後も継続した巡回調査による指導を行う必要がある。 また、令和4年3月30日に「食品表示基準Q&A」が一部改正され、生鮮食品(アサリ、しいたけ)の原産地表示のルールが一部変更となったことから、食品関連事業者に対する周知が必要となっている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 食品関連事業者が食品表示基準に基づいた適切な表示を行うことができるよう、食品関連事業者を対象とした食品表示説明会の開催や電話相談に適切に対応するとともに、県内全域の小売店舗等に対する巡回指導を行い、食品表示の適正化について推進していく。</p>

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名		令和4年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しが無い場合は「―」と記載	令和5年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間	所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ii	○	1	食品安全・安心推進事業費		食品の安全性に関する正確な情報の発信とリスクコミュニケーションをさらに推進することで、食品に関する理解促進と信頼の確保に努めていく。特に、30～40歳代は食品の安全に安心している人の割合が低く、また食品の安全性に関する意識が高まりやすい子育て世代でもあることから、これら世代を対象とした取組を強化していく。	②	「県内で購入する食品に安心している県民の割合」を増加させるため、リスクコミュニケーションや食品の安全・安心に関する情報発信等の事業をより効果的に推進し、食品の安全に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいく。	改善
			R元-6					
			食品安全・消費生活課					
取組項目 iii	○	2	食品の安全・安心対策強化事業費		経過措置期間が終了した新たな原料原産地表示制度や令和5年4月から新制度となる遺伝子組換え表示、令和4年3月に新たな表示ルールが示された生鮮食品(アサリ、しいたけ)の原産地表示等について、食品関連事業者からの相談に対して適切に対応するとともに、食品表示説明会の開催や食品業界団体等からの説明会の依頼に対応するなど、適正表示の推進について継続して実施していく。	②	新たな原料原産地表示や生鮮食品(アサリ、しいたけ)の原産地表示等、経過措置期間終了後においても、食品関連事業者からの相談に対して適切に対応するとともに、食品業界団体等からの食品表示に係る説明会の依頼に対応するなど、適正表示の推進について継続して実施する。	改善
			H25-					
			食品安全・消費生活課					

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しできているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができていないか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せていないか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点